(10) 低開発地域工業開発地区等

①低開発地域工業開発地区

(平成28年4月1日現在)

低開発地域工業開発促進法 昭和36年11月13日法律第216号)

名称	区域指定年月日	指 定 区 域
宇和幡然州区	昭和37年9月15日 総理府告示第35号	宇和島市 旧宇和島市及び吉田町区域)、八幡浜、大洲市、(旧大洲市及び旧長浜町区域)、西予市 旧明浜町、旧宇和町及び旧三瓶町区域) (注) 八幡浜市、西予市 旧宇和町及び旧三瓶町)は、昭和38年10月21日 総理府告示第40号により追加指定。 西予市 旧明浜町区域)は、昭和40年3月31日総理府告示第7号により追加指定。

②半島振興対策実施区域

(平成28年4月1日現在) 半島振興洪 昭和60年6月14日法律第63号)

名称	区域指定年月日	指定区域
佐田岬地域	昭和61年3月31日 総理府告示第8号	八幡浜市、伊方町、西予市 旧三瓶町区域)

